

平成 26 年 7 月 18 日  
福祉部介護保険課

第 6 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる意見整理  
「地域密着型サービス拠点の整備促進」

【総論】

区は、第 5 期計画において、日常生活圏域別に地域密着型サービス整備量の目標数を定め、施設整備と在宅サービスの導入を進めてきた。しかし、サービス種類によっては、計画通り整備が進んでいないものがあり、一部のサービスにおいては、利用率が低い状況にある。

第 6 期においては、更なるサービスの普及促進や利用率の向上を図るとともに、引き続き地域バランスに配慮した整備が望まれる。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスについては、普及促進を図るため、区独自報酬加算の設定について検討を行うべきである。

要介護状態になっても、区民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、24 時間体制で在宅生活を支援する地域密着型サービスの着実な整備が望まれる。

【施策別の提言】

1 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護については、利用率が約 60%であることから、サービスの更なる普及啓発に取り組むとともに、利用率の向上が求められる。また、圏域間のバランスを考慮した事業所の整備が望まれる。

2 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

グループホームについては、認知症の症状を和らげるとともに、家族の介護負担軽減を図ることを目的としていることから、引き続き整備促進を図る必要がある。

また、整備にあたっては、複合型サービスなどの在宅サービスの拠点との併設による整備が望まれる。

3 認知症対応型通所介護（認知デイ）

認知デイについては、利用率が約 45%と低いことから、第 6 期計画においては、利用率を向上させるため、区民をはじめケアマネジャーや高齢者相談センターへの一層の普及啓発が望まれる。

4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24 時間定期巡回・随時対応サービス）

24 時間定期巡回・随時対応サービスについては、在宅で生活をするための重要なサービスであることから、第 6 期計画においても、引き続き日常生活圏域ごとに整備の促進を図ることが求められる。

また、平成 24 年度に創設された新サービスであることから、区民への周知や、ケアマネジャー向けの説明会等の実施により、更なる普及啓発を図るべきである。

なお、あわせて整備促進を図るため、区独自報酬加算の設定についての検討も望まれる。

5 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護については、第 5 期計画に引き続き、新たな整備は行わず、利用促進についての必要な支援が望まれる。

6 複合型サービス

複合型サービスについては、医療ニーズの高い要介護者の在宅生活を支えるサービスとしてその必要性が求められていることから、圏域間のバランスを考慮の上、整備を進める必要がある。

また、併せて整備促進を図るため、区独自報酬加算の設定についても検討が望まれる。

7 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

小規模特別養護老人ホームについては、特別養護老人ホームの整備目標に含め、広域型（定員 30 人以上）の特別養護老人ホームに併設またはサテライト事業所として整備の協議があった場合などにおいて、適切に対応することが望まれる。

8 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行（地域密着型通所介護の創設）

第 6 期計画においては、小規模通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行に伴う「地域密着型通所介護」の創設にあたり、その移行作業を円滑かつ確実に実施することが必要である。あわせて、「地域密着型通所介護」の圏域間のバランスを考慮した整備についての検討が望まれる。

平成 26 年 7 月 18 日  
施設整備等分科会

第 6 期（平成 27～29 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
における検討課題

### 地域密着型サービス拠点等の整備促進

#### 【目標】

24 時間体制で在宅生活を支援するサービスを充実し、要介護状態になっても、区民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる状態を目指します。

#### 【現状と課題】

区は、第 5 期計画において、要介護状態になっても、住み慣れた地域で一人ひとりに合ったサービス提供が 24 時間体制で受けられるよう、在宅サービス等の充実に取り組むとともに、在宅での介護が困難な方が安心して暮らし続けられるよう、計画期間中の目標数を定め、特別養護老人ホーム等の施設整備を推進してきました。着実な施設整備と新たな在宅サービスの導入が図られてきましたが、整備目標数を達成することが困難な施設があることや、利用率が低いサービスがあることなどが課題となっています。

地域密着型サービス拠点は、平成 18 年度の制度創設以来、身近な地域で区民が利用できる必要なサービスとして、日常生活圏域およびサービス種別ごとに事業所整備目標数を定め、公募を実施し、国および東京都の補助制度を活用して整備促進に努めてきました。

現在区内には、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護（認知デイ）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24 時間定期巡回・随時対応サービス）、夜間対応型訪問介護の 5 つのサービスが整備されています。その他に複合型サービス、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）等のサービスがありますが、現在区内では整備されていません。

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心に、「訪問」、「泊り」を一体的に提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるように支援するものです。平成 25 年 12 月の社会保障審議会介護保険部会の意見書においては、地域包括ケアシステムを担う中核的なサービス拠点の一つとして、今後も更な

る普及促進を図るサービスとされています。

今般の制度改正に伴い、これまでの「通い」を中心としたサービス提供に加え、在宅での生活全般を支援していく観点から、「訪問」の機能を強化する方策等が検討されています。現在区内では13か所、定員325人分が整備されており、第5期計画の整備目標6か所に対し、5か所の整備が見込まれています。一方、利用状況は、平成25年度の月平均の利用者数が約200人、利用率は約60%となっており、利用率の向上と「訪問」へのシフト強化が新たな取り組みとして求められることとなります。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、認知症の人に家庭的な雰囲気でも過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに、家族の介護負担軽減を図ることを目的としたサービスです。

現在区内では29か所、定員483人分が整備されており、第5期計画の整備目標6か所に対し、4か所の整備を見込んでいます。利用状況は、平成25年度の月平均の利用者数が約470人、利用率は90%以上となっています。グループホームの整備に当たっては、在宅サービスの整備促進を図る観点から、小規模多機能型居宅介護との併設により整備を進めてきました。今後は、整備の進め方として併設のサービスや、グループホームの適正な整備量を把握する必要があります。

認知症対応型通所介護（認知デイ）は、認知症の人が、日帰りで事業所へ通い、入浴や排せつ、食事など日常生活上の介助を受けることにより、認知症の症状を和らげるとともに家族の介護負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

現在区内には18か所、定員227人分が整備されています。しかし、「一般型のデイサービスに比べて利用料金が高い」、「認知症という名称が受け入れられにくい」等の理由から、認知デイの利用者数は減少傾向にあります。平成25年9月の利用率は平均で約45%でした。また、第5期計画の整備目標は、5か所としていましたが、区有地活用に伴う1か所が整備されたのみで、残りの整備の見込みは立っていない状況です。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24時間定期巡回・随時対応サービス）は、複合型サービスとともに平成24年度に創設されたサービスです。日中夜間を通して、定期的な巡回または随時の通報により、自宅を訪問し、入浴、排泄等の介護と、医師の指示に基づく訪問看護を提供します。このサービスは、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして位置づけられています。

第5期計画の整備目標8か所に対し、7か所が整備されていますが、一方で、利用者数は平成26年4月現在82名で、1事業所あたりの平均利用者数は10人程度となっており、更なる普及促進が求められています。

夜間対応型訪問介護は、夜間帯における定期巡回と利用者からの通報による随時対応を併せた訪問介護の提供により、中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅で生活を継続できるように、平成18年度に創設されたサービスです。

現在区内に2か所の事業所が整備されており、平成25年度の月平均利用者数は約300人となっています。第5期計画においては、24時間定期巡回・随時対応サービスの創設に伴い、新たな整備は行わず、利用促進について必要な支援を行うこととしました。

複合型サービスは、医療ニーズの高い中重度の要介護者に対する在宅生活の継続支援を目的とし、平成24年度に創設されたサービスです。「複合型」とは小規模多機能型居宅介護と別のサービスを組み合わせて提供するもので、現在は介護保険法において「訪問看護」との組み合わせのみ規定されています。

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護も提供することで、介護と医療の一体的なサービス提供が可能となります。第5期計画においては、国の動向や事業者の意向を踏まえつつ、整備促進に向けた検討を行うこととされました。整備に向けた事業者の意向に関する調査では、看護職員等の人材確保が課題となっています。

地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）は、定員29人以下の特別養護老人ホームとして、平成18年度に創設されたサービスです。できる限り在宅への復帰を念頭に置いて、入浴・排せつ・食事の介助や機能訓練等を受けながら、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活が営めるようにするものです。

第5期計画においては、制度創設以来整備されていないこともあり、整備目標数を定めないこととし、社会福祉法人から整備の協議があった場合には、広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホームの整備目標数の範囲で整備を検討することとしました。小規模特別養護老人ホーム単独での整備が困難であることから、整備が進んでいません。

小規模通所介護事業所は、介護保険制度の改正により、地域密着型サービスに移行され「地域密着型通所介護」となる予定です。また、小規模多機能型居宅介護の普及促進の観点から小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に位

置くことも併せて示されています。

現在区内には小規模な通所介護事業所が約 120 か所ありますが、これらの事業所の地域密着型サービスへの円滑な移行が求められます。

#### 【施策の方向性と主な取組事業】

##### 1 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護については、サービスの更なる普及啓発に取り組み、利用率の向上を図ります。また、圏域間のバランスを考慮した整備について検討します。

#### 《主な取組事業》

事業 小規模多機能型居宅介護の利用促進・サテライト事業所の検討

##### 2 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

グループホームについては、複合型サービスなどの在宅サービスの拠点との併設を基本として整備します。

#### 《主な取組事業》

事業 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の併設整備

##### 3 認知症対応型通所介護（認知デイ）

認知デイについては、第6期計画においては、区民をはじめケアマネジャーや高齢者相談センターへの普及啓発を通して利用率の向上を図ることとし、新たに整備目標数は定めないこととします。

#### 《主な取組事業》

事業 認知症対応型通所介護（認知デイ）の利用率の向上

##### 4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24 時間定期巡回・随時対応サービス）

24 時間定期巡回・随時対応サービスについては、在宅で生活をするための重要なサービスであることから、第6期計画においても、引き続き日常生活圏域ごとに整備を促進していきます。また、平成 24 年度に創設された新サービスであることから、区民への周知や、ケアマネジャー向けの説明会等の実施により、更なる普及啓発を図ります。

また、併せて整備促進を図るため、区独自報酬加算の設定について検討します。

《主な取組事業》

事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
(24時間定期巡回・随時対応サービス)の整備・利用促進

5 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護については、第5期計画に引き続き、新たな整備は行わず、利用促進について必要な支援を行うこととします。

《主な取組事業》

事業 夜間対応型訪問介護の利用促進

6 複合型サービス

複合型サービスについては、医療ニーズの高い要介護者の在宅生活を支えるサービスとしてその必要性が求められていることから、圏域間のバランスを考慮の上、整備を進めることとします。

また、併せて整備促進を図るため、区独自報酬加算の設定について検討します。

《主な取組事業》

事業 複合型サービスの整備・検討

7 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

小規模特別養護老人ホームについては、第5期計画に引き続き、整備目標数は定めないこととし、社会福祉法人から広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホームに併設またはサテライト事業所として整備の協議があった場合には、その整備目標の範囲内で、整備の必要性について検討することとします。

《主な取組事業》

事業 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の検討

8 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行（地域密着型通所介護の創設）

第6期計画においては、小規模通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行に伴う「地域密着型通所介護」の創設にあたり、その移行作業を円滑かつ確実に実施します。あわせて、「地域密着型通所介護」の圏域間の balan

スを考慮した整備について検討します。

《主な取組事業》

事業 新規 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行（地域密着型  
通所介護の創設）